（別紙１）

銀河オープンラボ研究開発室使用（新規・変更）許可申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

１　申請者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 代表者氏名 |  |
| プロジェクト名 |  |
| 連絡先 | 電子メール |  |
| 電話 |  | FAX |  |
| 共同研究者（所属・氏名） |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 使用希望期間 | 　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 希望研究開発室名 |  |
| 申請時採択外部資金(欄が足りない場合には増やしてください） | 外部資金名称及び委託者 | テーマ名 | 研究期間 | 金額(千円) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 今後採択を計画している外部資金 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　プロジェクトの概要

|  |
| --- |
| (1) 研究開発室等で行うプロジェクトの概要 |
| （①研究シーズの優位性、新規性とあわせて、プロジェクトの概要を記載してください。②成功した場合の社会的（グローバル）インパクトについても記載してください。③企業が申請する場合は、共同研究先及び共同研究の概要についても記載してください。④銀河オープンラボに入居している教員と共同で研究開発室を利用する場合はその旨を記載してください。） |
| (2)研究成果の試作・実用化事例 |
| （関連する研究成果が試作に結びついた事例、実用化された事例を記載してください。） |
| (3)研究成果の実用化・製品化のため計画 |
| （具体的ロードマップ等を記載してください。年度ごとの試作数、製品化数、参画企業数などを記載してください。（別紙可）） |
| (4) 研究室等の使用用途 |
| （設置機器、主な実験、使用予定者数と所属（大学か企業かなど）について記載してください。） |
| (5) オープンイノベーションの取り組み |
| （多様な関係者が一同に集まることにより積極的にイノベーションを起こすために実施している取り組みを記載してください。） |
| (6) その他（どのような支援を期待しているか、など） |
|  |

３　利用予定者一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏 名 | 所属・職名等 | 連絡先 | 利用形態 | 備考 |
| 学生を含め、ラボに入室するすべての利用者を記入してください。 | 常駐のみ、AMのみ、不定期、週1日などを記入してください。以下の連絡先を記入してください。・研究室や企業の電話番号・メールアドレス |  |  |  |

４　搬入予定機器一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機器等名 | 所有者（所属） | 設置工事 | 備考 |
| ラボ内に搬入する機器を記入してください。機関名を記入してください。 | 「有」または「無」を記入してください。 |  |  |

（別紙２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

銀河オープンラボ研究開発室使用（新規・変更）許可書

　機 関 名

　代表者名　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人岩手大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三陸復興・地域創生推進機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　機構長

先に申請のあった銀河オープンラボ研究開発室の使用について、下記条件を付して

許可します。

使用許可条件

１ 使用責任者は、この使用許可条件を厳守し、善良な管理者の注意をもって研究開発室を使用し及び維持管理すること。

２ 使用許可を受けた研究開発室を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。

３ 指定された期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した金額を延滞金として支払うこと。

４ 使用料は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、改定することがある。

５ 次の各号のいずれかに該当するときは、必要な是正措置を命じ、又は使用許可を取り消すことがある。

（１）申請書に虚偽の記載があったとき。

（２）国立大学法人岩手大学において当該研究開発室を使用する必要が生じたとき。

 （３）その他管理運営上支障があると認めるとき。

６ 機構長が使用許可の取消し又は措置を行ったことにより使用責任者が損害を受けても、国立大学法人岩手大学はその責を負わない。

７ 使用責任者は、使用許可を受けた研究開発室について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって機構長の承認を受けること。

８ 使用責任者は、使用中に研究開発室を滅失又はき損した場合は、自己の負担で原状回復した場合を除き、その損害を弁償しなければならない。

９ 本条件に関し疑義のあるとき又は使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、国立大学法人岩手大学の決定するところによる。